

「電気事業法施行規則第73条の4に定める使用前自主検査の方法の解釈」新旧対照表

新	旧
<p>1. ～ 5. (略)</p> <p>6. 変電所 (1)～(9) (略) (10) 磁束密度測定 (a) 検査方法 電技解釈第39条で規定する測定方法により確認する。 ただし、測定が困難な場合については、(1)の外観検査等で確認した結果を用いた計算により確認できるものとする。 (b) 判定基準 磁束密度が 200 μ T 以下であること。</p> <p>(11)～(12) (略)</p> <p>7. 送電線路 (1)～(7) (略) (8) 磁束密度測定 (a) 検査方法 電技解釈第50条で規定する測定方法により確認する。 ただし、測定が困難な場合については、(1)の外観検査等で確認した結果を用いた計算により確認できるものとする。 (b) 判定基準 磁束密度が 200 μ T 以下であること。</p> <p>(9) (略)</p> <p>8. (略)</p>	<p>1. ～ 5. (略)</p> <p>6. 変電所 (1)～(9) (略) (新設)</p> <p>(10)～(11) (略)</p> <p>7. 送電線路 (1)～(7) (略) (新設)</p> <p>(8) (略)</p> <p>8. (略)</p>

